

# 物件設置許可申請に関する書類について

## 申請の前に…

まず設置には、市負担と自己負担のケースがありますので、申請の前に費用負担について、工事受付センター窓口でご相談ください。

ご相談には、案内図、下水道台帳図、公図、登記簿謄本 が必要になります。

## 物件設置許可申請に係る必要書類

物件設置の申請をするには、下記の書類を提出してください。

### 物件設置に関する書類（各1部）

- 物件設置許可申請書
- 案内図
- 下水道台帳図
- 配置図
- 施工図面（平面図、断面図）
- 復旧断面図
- 標準工法図（その1、その2）
- 断面一覧表
- 土留図（掘削深1.5m以上の場合）  
※アルミ矢板、建物簡易土留め等の参考図を添付する
- 現地写真（撮影年月日記入、道路全景を撮影）
- 公図、登記簿謄本の写し（掘削、布設範囲全て）  
※道路においては認定路線であっても地番が振られている道路の場合は必要になります
- 土地売買契約書又は土地使用に関する承諾書（土地売買、借地、私道の掘削の場合）

## 物件設置工事（自己負担）の申請から施工までの期間

物件設置に係る工事（自己負担）は、申請から施工まで **1～2か月程度** の期間を要しますので、早めの申請をお願いいたします。

## 工事着手時について

工事を行う前日の午後3時までに「工事予定表」を提出してください。

FAX : 028-633-3427 (工事受付センター 管理指導グループ)

県管理道路にて施工する場合は、「工事着手届」を提出してください。

※詳しくは、別添「道路占用許可申請に関する書類について」をご参照ください。

## ます設置完了後について

ます設置が完了しましたら、下記の書類を提出してください。

「仮復旧工事後」の書類は、工事完了後、速やかに提出してください。

※本復旧工事は、仮復旧工事から最低3か月空けての施工をお願いします。

※本復旧工事に関する書類は、別添「道路占用許可申請に関する書類について」をご参照ください。

### 仮復旧工事後（各1部）

- 工事完了届
  - 寄付申込書
  - 寄付物件工事費
  - 工事完了写真チェックリスト
- ※全工事で提出が必要になります。
- 工事完了写真（工程毎に撮影）